官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
一　証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務三三）
〔その他告示〕
二　保安林の指定をする件（農林水産八四八～八五五）
三　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通三九八～四〇七）
四　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四〇八～四一四）
五　船舶安全法の規定に基づき、型式承認を失効した件（同四一五、四一六）
六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同四一七、四一八）
七　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四一九、四二〇）
八　高速自動車国道に関する件（同四二一）
八　道路に関する件（近畿地方整備局七〇、七一）
八　道路に関する件（中国地方整備局四九）
八　道路に関する件（北海道開発局五六）
〔国会事項〕
九　水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）
九　近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
〔叙位・叙勲〕
一〇　指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（東京都公安委配二）
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、財団関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係
会社その他

## 省令

### ○法務省令第三十三号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第二十条第二項の規定に基づき、証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　法務大臣　鈴木　馨祐

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （休業給付を行わない期間）<br>**第一条の七**　令第二十条第二項の法務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。<br>一　拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）又は拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用する場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百八十七条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間<br>二　［略］ | （休業給付を行わない期間）<br>**第一条の七**　令第二十条第二項の法務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。<br>一　懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百八十七条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間<br>二　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。